

障第1554号  
平成31年3月29日

岐阜地域福祉事務所長 }  
各県事務所長 } 様

岐阜県健康福祉部長

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

このことについては「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行について（施行通知）」（平成31年2月21日付け障第1365号）において通知しているところですが、標記条例の一部を下記のとおり改正しましたので、通知します。

#### 記

#### ○ 主な改正の内容

児童指導員の資格要件に幼稚園教諭の免許状を有する者を加えることとした。（第59条関係）（平成31年4月1日から施行）

なお、標記条例は、「学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」（平成31年岐阜県条例第7号）による改正が同時に行われているため、改正後の該当条文は、次のとおりとなる。

（児童指導員の資格）

第59条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1)から(8)まで 略

(9) 教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、知事が適当と認めたもの

(10) 略

所属	健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係長	奥村	担当	小林
電話	058-272-1111 内 2616		
FAX	058-278-2643		